



変わる滋賀 続く幸せ  
Evolving SHIGA



しがCO<sub>2</sub>  
ネットゼロ  
ムーブメント



滋賀県は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

令和5年度に向けた

# 政策提案・要望書 (案)



滋賀県と彦根市は令和6年度の彦根城の世界遺産登録を目指しています。

令和4年5月  
滋賀県

## 未来との約束

滋賀で生きていく私たちは、自らが望む未来に向かって約束します。

すべての人が幸せに生きていく滋賀をつくります  
そのために、  
すべての人がサステナブルな滋賀を目指します。

滋賀で暮らす私たちは、世界が望む未来に向かって約束します。

世界の人たちが幸せに暮らせる世界をつくります。  
そのために、  
世界の人たちと共にサステナブルな地球を目指します。

～「サステナブル滋賀 × SDGs」シンポジウム（H29.6.1）宣言～

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



# 彦根城の世界遺産登録実現に向けた 取組への支援

4 質の高い教育を  
みんなに



- ▶ 令和6年度の彦根城の世界遺産登録の実現に向けて、滋賀県では彦根市とともに、必要な作業を進めており、国としてのこれまで以上の支援をお願いしたい。
- ▶ 今後、必要となるユネスコへの推薦書の提出・対応や、イコモス調査の対応などに際して、県との連携を強化し、国としての確実な推進をお願いしたい。

【提案・要望先】 文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 令和6年の登録実現に向けて、彦根城の保存管理をより確実なものとし、推薦書の作成が加速できるよう、これまで以上のご支援をお願いします。
- 今後、推薦書のユネスコへの提出、イコモスの審査への対応、ユネスコ世界遺産委員会での対応など、国と県の連携を一層強化し、国としても彦根城の世界遺産登録を着実に推進していただきたい。

## 2. 提案・要望の理由

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年近い年月が経過した。
- 滋賀県と彦根市は、令和6年の登録実現を目標に、体制を整え、必要な作業を進めている。
- 令和6年の登録を実現するためには、令和4年度中に推薦書を完成させユネスコに提出する必要がある。この作業を円滑に進めるためにも、より一層の国の支援が必要になる。
- ユネスコへの推薦書の提出以降は、イコモスの現地調査や審査、ユネスコ世界遺産委員会の対応など、国と県が密接に連携して対応すべき事案が増加することから、国としても彦根城の世界遺産登録に向けた取り組みを更に強化していただきたい。



## (本県の取組状況)

### (1) 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年の日本の世界遺産条約批准と同時に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、国によって世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書および覚書を締結し、令和6年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認し、両者連名で、彦根城世界遺産登録 推薦書（原案 第1稿）を文化庁に提出した。
- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（原案）の改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、彦根城の顕著な普遍的価値が世界的にも認められることを確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、機運醸成のための啓発・広報活動等を行う「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。



### (2) 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成し維持した江戸時代における統治の在り方を示す地域政治拠点であり、その地方統治の特徴を証明する、遺跡（城郭）の典型・代表例として世界的な価値がある。

### (3) 今後のスケジュール(目標)

- 令和4年度 国内推薦の決定 推薦書をユネスコに提出
- 令和5年度 イコモスの現地視察
- 令和6年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定



担当：文化スポーツ部 文化財保護課  
彦根城世界遺産登録推進室  
TEL：077-528-4682



# 国スポ・全国障害者スポーツ大会の 見直しおよび開催に向けた支援の充実

- 国スポ・障スポ大会に係る経費負担の見直しや簡素化等を検討されたい。
- 延期の影響を緩和するための財政支援や、感染症対策は全額を財政支援されたい。

【提案・要望先】財務省、文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 両大会の見直し

- 両大会にかかる統括団体（日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会）、国、開催県の経費負担を見直すとともに、式典や試合数、参加人員数、施設基準の見直しなど、両大会の簡素化について、統括団体とともに検討すること。
- 日本スポーツ協会で行われている「3巡目国スポのあり方検討」について、国としても開催県の意向を十分聴き、2巡目国スポから取り組めることについては、積極的に見直されたい。

### (2) 開催に向けた支援の充実

- 東京オリパラ等を踏まえた競技・種目の追加に対応し、地方スポーツ振興費補助金を継続および増額されたい。
- 両大会における感染症対策に要する経費の全額を財政支援すること。
- 開催延期の影響を受けた開催県への財政支援を拡充するとともに、スポーツ振興くじ助成金の適用拡大や協賛金交付金の増額を関係団体に要請すること。

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 両大会の見直し

- スポーツ基本法は、両大会は統括団体および国、開催県が共催するもので、国は開催県に必要な援助を行うとするが、経費の大半を開催県が負担している。
- コロナ対策等で開催県・市町が多大な人的・財政的負担を抱えていることや、両大会が荒天やコロナにより中止・延期といったリスクを抱える大会となったことを踏まえ、開催県・市町の重い負担を前提とした従来の開催方法は、3巡目国スポのあり方検討を待つことなく、早急に改められる必要がある。

### (2) 開催に向けた支援の充実

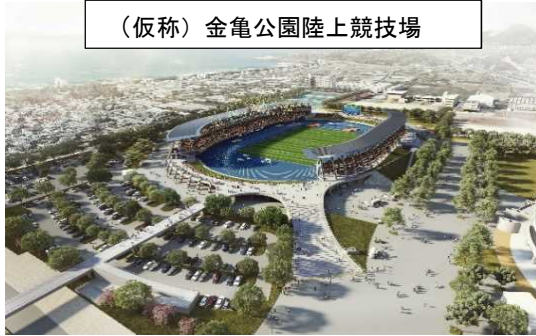
- 東京オリパラ等を踏まえ、国スポではオープンウォータースイミング、ビーチバレー等が、障スポでは卓球（精神）、ボッチャが追加され、経費増が見込まれる。
- 開催県が感染症流行時において必要な対策を十分かつ確実に実施できるよう、感染症対策に要する経費への財政支援が必要。
- 開催延期に伴う競技力向上対策費等の増加は、一部の開催県のみに生じたものであり、また、延期に伴い滋賀国3開催時期が大阪・関西万博と重なることでバス、宿泊施設、警備員の確保など大会運営への影響が懸念され、財政支援が必要。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 両大会開催に向けた取組状況

### ① 施設整備

県民のスポーツ活動や健康づくりの拠点となる施設整備を推進。→予定どおり進捗。



### ② 開催準備

平成 25 年（2013 年）に開催準備委員会を設置し、以来、広報・県民運動、競技運営、式典、輸送・交通、宿泊・衛生、警備・消防などの取組を推進（延期に伴い、事業期間が 1 年延長）。

→延期に伴い、広報費等の開催準備事業費が増加。開催時期が大阪・関西万博と重なる。



### ③ 競技力向上対策

両大会に向けて、選手の育成・強化等を推進。

→延期に伴い、競技力向上対策事業費が増加。



## (2) 延期に伴う国スポ・障スポ関連事業費への影響

- 令和 2 年度に開催準備事業費への財政支援をいただいたが、開催延期に伴う事業期間の延長や 2024 年のターゲットエイジの支援継続等に要する経費に影響が生じている。

「競技力向上対策経費」 + 4 億円（32 億円→36 億円）  
「人員体制整備」 + 1 億円（14 億円→15 億円）

## (3) 今後の課題

- 開催準備および大会運営の簡素化
- 感染症対策に伴う開催経費等の増嵩

担当：文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会課 総務企画係 TEL：077-528-3321



# 幼児教育・保育の充実

- ▶ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の量の拡充と質の向上のため、保育士等にとって働きやすい職場環境を一層充実させるとともに、すべての子どもたちが幼児教育・保育の無償化の対象となるよう制度拡充・規制緩和が必要。

【提案・要望先】内閣府、厚生労働省、**文部科学省**

## 1. 提案・要望内容

### (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士の負担軽減と質の向上に向けた保育士配置基準の見直し
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援
- 将来に希望が持て、保育職場に定着できるための、更なる処遇改善の実施

### (2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 法改正時の付帯決議等に基づき、無償化の対象として幼児教育類似施設を追加
- 外国人の子どもが多く在籍する認可外保育施設への継続支援

### (3) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 保育士有資格者が離職時等に住所などの連絡先の情報を届け出る制度の早期創設

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 「給与に不満」、「身体的な負担が大きい」などが保育士離職の主な要因 (R2. 2 県調査)
- 保育士の負担軽減に向けて、配置基準の見直しの早期実現が必要 > 0.3 兆円超の財源確保 (1 歳児 6 : 1 → 5 : 1、4・5 歳児 30 : 1 → 25 : 1)
- 離乳食や除去食の対応のための調理員加配に対して、加算等による支援が必要
- 保育士等に対する 3 % 程度 (月額 9,000 円) の処遇改善が実施されるが、他産業との賃金格差の改善に繋がるよう、更なる処遇改善が必要

### (2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 幼児教育類似施設の無償化について、地域子ども・子育て支援事業(いわゆる 13 事業)での位置づけでは、幼児教育・保育の無償化と比較して地方負担が大きい  
(負担割合…無償化：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 → 13 事業：国、都道府県、市町村各 1/3)
- 外国人の子どもを母国の生活実態に近い形で受け入れている施設は、基準上必要とされている保育従事者数を確保することが極めて困難であり、経過措置期間終了後(令和 6 年 10 月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通し

### (3) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 所在が確認できない潜在保育士に再就職のアプローチをする全国的な仕組みづくりが必要  
(「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」に盛り込まれた、離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の早期検討・早期実現)

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助
- 調理員は、離乳食や食育指導に加えアレルギー除去の対応も求められ、現行の基本単価の基準による体制では対応が困難

[1施設あたりの調理員等配置状況（自園調理のみ）]

施設類型	利用定員 40人以下 (1人配置)	41~150人 (2人配置)	151人以上 (3人配置)
私立保育所	1.6人	2.9人	4.5人
私立認定こども園	2.0人	3.2人	4.9人

[食物アレルギー児童数]

R3. 4.1在籍児童数	食物アレルギー児童数	アレルギー児童の割合
13,213	720	5.4%
9,824	609	6.2%

(滋賀県調べ)

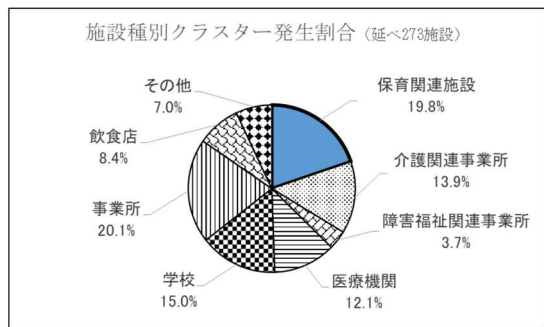
- 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）  
全産業 35.2万円 > 保育士 30.3万円（差額 4.9万円）

(出典：全世代型社会保障構築会議（第1回）  
公的価格評価検討委員会（第1回）合同会議資料4）

- 日々、新型コロナウイルス感染の不安を抱えながらも勤務を継続

▶本県全体で発生したクラスターのうち  
保育関連施設が約2割を占める

(保育関連施設 54 施設/延べ 273 施設)



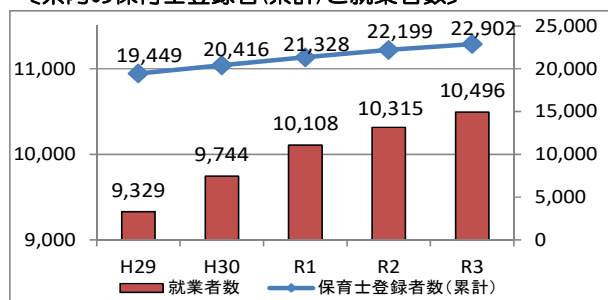
## (2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 幼児教育類似施設（本県の子ども・子育て支援交付金対象）※R3. 4. 1 時点  
・森のようちえん（対象児童数：4市在住17名） ・滋賀朝鮮学園（対象児童数：2市在住2名）
- 認可施設に馴染めなかった外国人の子どもたちの居場所となっている施設が、幼児教育・保育の無償化の対象外とならないよう、母国の資格など十分な知識経験を有すると認められる者を基準で求める保育従事者とみなすなどの規制緩和が必要。



## (3) 保育士有資格者の届出制度の創設

〔県内の保育士登録者(累計)と就業者数〕



- 県内登録保育士の就労は半数(46.5%)にとどまっている
- 住所や就労等の情報を届けていただく「保育士有資格者登録制度」を創設し、潜在保育士の保育現場への復帰を推進【R4. 1月末時点 893人登録】

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室  
TEL077-528-3557





## 夢と生きる力を育む教育環境の整備

- ▶ 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるためには、教員がきめ細かく子どもに関わることができる教育環境を整えることが不可欠。一層の定数の改善や加配の充実を図られたい。
- ▶ 教員が持てる力を最大限に発揮し、教育効果を高めるためには、教職員が笑顔で働くことのできる職場環境づくりが必要。学校における働き方改革推進のための多様な人材の参画拡充を図られたい。

【提案・要望先】文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

##### ○ 少人数教育のさらなる推進

- ・ 少人数学級編制拡充のための定数改善（中学校および高等学校における 35 人学級編制の実現、小学校における 35 人未満学級編制の検討等）
- ・ 少人数習熟度別指導等の充実のための指導方法工夫改善定数の現行数維持

##### ○ 専門性の高い教科指導を実現する専任教員の配置

- ・ 小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の基礎定数化

##### ○ 複雑化・困難化する教育課題に専任する教員配置の拡充

- ・ いじめや不登校、暴力行為の解消を目指し、指導体制を強化する専任教員の拡充
- ・ 教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善
- ・ 共同調理場における栄養教諭の配置基準の改善

#### (2) 教職員が笑顔で働くことのできる職場環境づくり

##### （教育効果を高める働き方改革推進）

##### ○ 多様な人材の参画による学校の教育力の向上

- ・ 働き方改革推進のための各種支援スタッフ（教員業務支援員、部活動指導員、情報通信技術支援員等）の拡充
- ・ 校務運営の充実に向けた共同事務推進のための事務職員加配の拡充
- ・ 学校図書館機能充実のための学校司書の定数化

##### ○ 安心して休める職場環境実現のための代替教員の確保

- ・ 1 学期中からの産前休暇について年度当初から代替教員の配置が可能となる仕組み（先読み加配）の創設

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) について

小学校高学年の教科担任制の充実を図るため、専科教員を基礎定数化することにより、中学校同様の指導体制を構築していくことが重要。また、本県のいじめや不登校、暴力行為の現状と課題、子どもたちの健康課題等を踏まえ、専任教員や養護教諭、栄養教諭の配置の充実を図る必要がある。

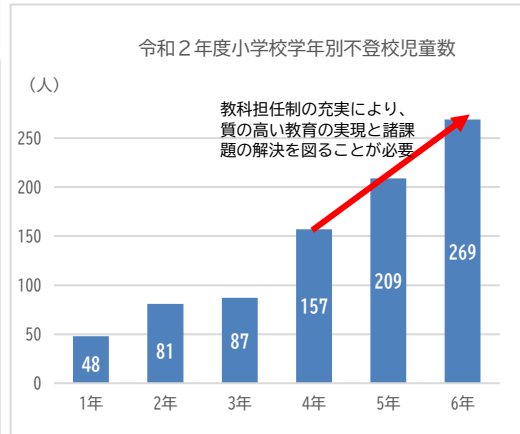
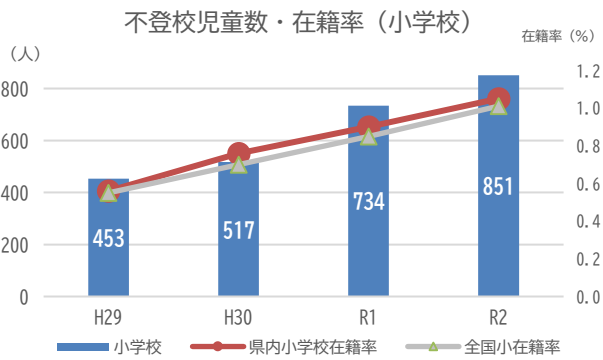
#### (2) について

教職員が笑顔で働き、教育効果を高めていけるよう、学校における働き方改革を一層推進していくことが必要。そのため、教育業務支援員等の多様な人材の参画や、事務職員、学校司書等の専門職員の拡充を図る必要がある。また、慢性的な臨時講師不足を解消し、誰もが安心して休める環境づくりが急務。特に、年度途中からの産前休暇に対しては、代替教員の確保が困難であることから、1 学期中の産前休暇については、年度当初から代替教員の配置が可能となる仕組み（先読み加配）の創設が求められる。

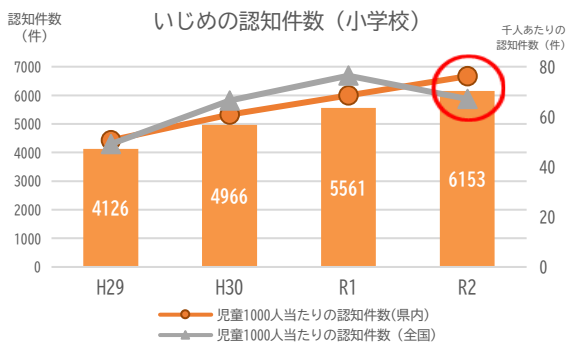
## (本県の取組状況と課題)

本県は、いじめや不登校、学力、体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、個に応じた習熟度別学習指導等に取り組んでおり、一定の教育効果を挙げている。しかし、依然として教育課題が多く、特に、いじめなど問題行動の低年齢化が深刻な状況となっている。このため、生徒指導等に対応する専任教員等の配置を拡充するとともに、小学校高学年における教科担任制をより一層充実させる体制づくりにより、多くの教員で子どもたちを多角的に見取り、組織的に問題の未然防止や早期発見・早期対応を図っていくことが必要である。

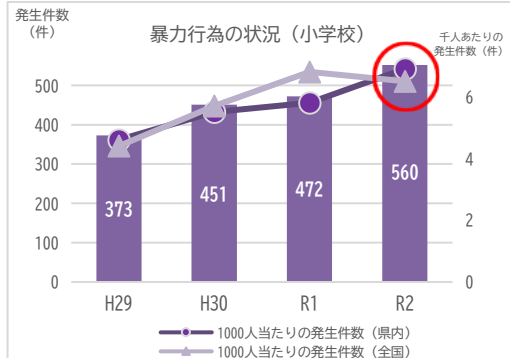
### 不登校・いじめ・暴力行為等への継続的な対応が必要



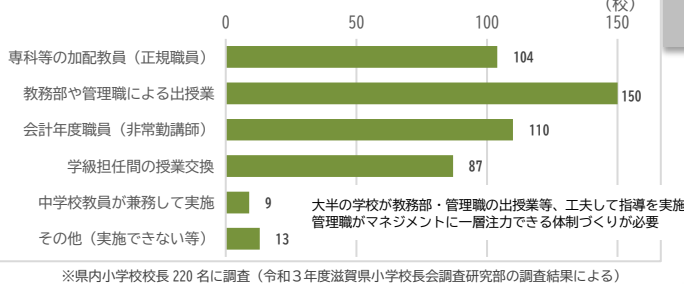
小学校における不登校児童が増加  
小学校は、学年が上がるにつれて増加の傾向



小学校におけるいじめ認知件数、暴力行為発生件数は、令和2年度増加、全国値を上回る結果となった

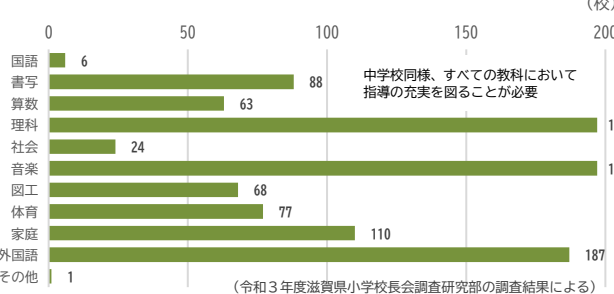


### どの教員が教科担任制を担っているか（複数回答可）



※県内小学校校長 220 名に調査（令和3年度滋賀県小学校長会調査研究部の調査結果による）

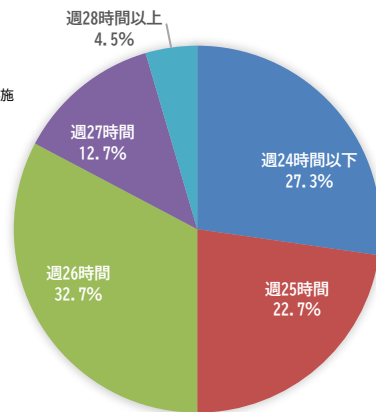
### 教科担任制を導入したい教科（複数回答可）



（令和3年度滋賀県小学校長会調査研究部の調査結果による）

### 小学校における教科担任制の一層の推進のため専科教員の基礎定数化が必要

#### 第6学年担任の週当たり持ち時数



（令和3年度滋賀県小学校長会調査研究部の調査結果による）

教科担任制充実のためには、中学校と同様の持ち時数とするなどの指導体制が必要  
※県内中学校（十三学級）における担任一人あたりの持ち時数は、週十九時間程度



# インクルーシブ教育システムの構築

- 個々に応じた学びを大切にしつつ、障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び合う」仕組みづくりを進めるため、副次的な学籍制度ための人的措置をされたい。

【提案・要望先】 文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### 副籍（副次的な学籍）制度を進めるための人的措置

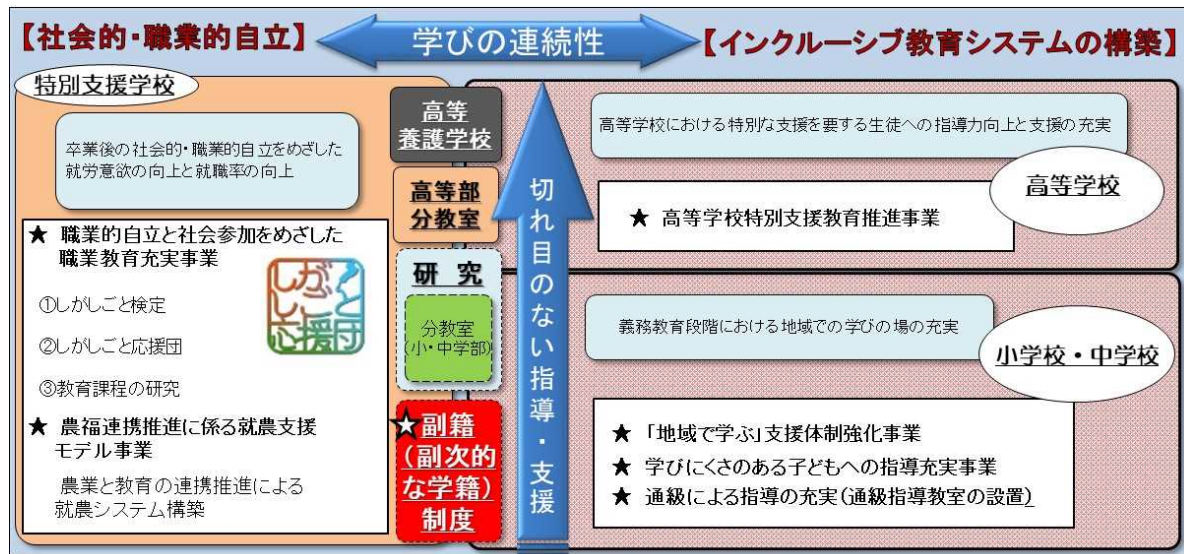
- 特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度を推進するため、副籍のコーディネートを行う特別支援学校に配置する特別支援教育コーディネーターを基礎定数化

## 2. 提案・要望の理由

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある児童と障害のない児童が地域でともに学ぶ仕組み作りの一環として、副籍制度の推進が重要。
- 柔軟な学びの場の選択と連続する多様な学びを実現するため、交流及び共同学習を一層推進する観点から、本県では、令和4年度から副籍制度を創設したところ。
- 副籍制度においては、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、交流授業の内容や環境整備等、きめ細やかな関係校との調整を行うコーディネーター役の教員が必要であるが、現状では、特別支援教育コーディネーターは、校務分掌に位置付けられているにすぎず、教育相談や生徒指導などの他の業務を兼任していることから、更なる役割を付加することは難しい。
- 副籍制度を組織的かつ持続的に進めていくためには、副籍のコーディネーターの役割を担う特別支援教育コーディネーターを特別支援学校に配置することが不可欠である。副籍に取り組む特別支援学校に配置する特別支援教育コーディネーターは、小学校と特別支援学校の双方向の調整も含めて業務が多岐に渡ることから基礎定数化が必要である。

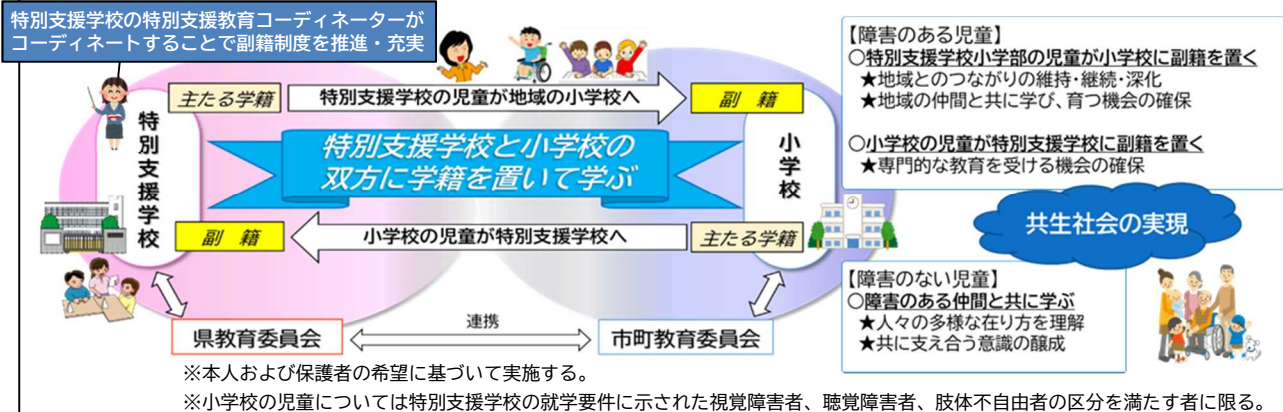
## (本県の取組状況と課題)

### (1) 「地域で共に生きる」特別支援教育の推進



### (2) 副籍制度の創設

本県では、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりを行うため、これまでの研究結果を踏まえ、令和4年度より副籍制度を創設した。



- 効果
  - ・共に学ぶことで、子ども同士のつながりや、地域とのつながり深まる。(㊦特別支援学校→㊧小学校)
  - ・より専門的な教育を受けることができることに加え、同じような障害特性のある児童の集団の中で活動することで、意欲的に学習に向かうことや、共に学ぶことで社会性を養うことができる。(㊦小学校→㊧特別支援学校)
- 課題
  - ・副籍をコーディネートする教員の配置が必要。

### (3) 副籍制度に必要な特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援学校に配置する特別支援教育コーディネーターに以下の役割を付加する。

○副籍をコーディネートする役割

- ・小学校との一次的な窓口業務
- ・副籍校指定に係る事務手続き
- ・副籍校における交流授業や事前・事後指導などの活動内容に対する助言
- ・副籍に関する保護者の相談窓口 等

担当：教育委員会特別支援教育課企画管理係

TEL 077-528-4640



## 障害者の地域生活支援等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が自ら望む生活を送ることができる社会の実現は重要。そのために障害者の地域生活への支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】 内閣府、厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するための一定規模の予算の確保

#### (2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 障害者支援施設から地域生活へ移行する際の重度障害者等の地域生活の体験や施設における緊急時対応等の取組に対する報酬の充実

#### (3) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を計画的かつ確実に実施するための必要な財源の確保
- 障害者の社会参加に不可欠な「移動支援事業」の個別給付化の検討

#### (4) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業が続けられるための事業の継続

### 2. 提案・要望の理由

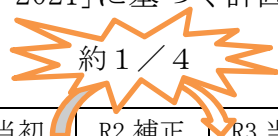
- 県障害福祉計画におけるサービス量の整備目標を達成するためや、各地域で地域生活支援拠点を含む事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が重要。
- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっており安定的、継続的な事業実施のためには、十分な財源の確保が必要。
- 特に、移動支援事業は障害者の社会参加に不可欠なサービスであり、市町の地域生活支援事業において最もニーズが高いため、安定した財源確保が必要。
- 平成30年度から糸賀一雄記念財団が受託し、全国で研修やフォーラムを開催してきた「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」について、共生社会の理念等を浸透させる取組は道半ばであることから、令和5年度以降も事業の継続が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、近年、高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額。令和4年度予算額も、令和3年度と同額であり、「滋賀県障害福祉プラン2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移（単位：百万円）



年度等	H31 当初	R1 補正	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初
国予算額	19,500	8,300	17,400	8,200	4,800	8,400	4,800
県予算額	350	359	606	384	642	149	638
国庫内示率	100.0%	34.7%	100.0%	100.0%	14.4%	100.0%	—
採択数/協議数	1/1	7/13	11/11	6/6	1/7	3/3	9件予定

【共同生活援助】R5 サービス見込量：1,634人分、R2 年度末整備量：1,518人

### (2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 長期間入所している重度障害者の地域移行を進めるためには、新たな環境への適応に向けて移行支援期間を十分に設けるとともに、地域生活に適応できなかった際の生活の場の保障として、障害者支援施設に一定期間空床を確保する必要があり、令和3年度から国の基準を上回る部分を補助するモデル事業を実施。

### (3) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績（県事業・市町事業計）

	H28	H29	H30	R1	R2
国庫所要額	1,050,730	1,122,004	1,159,235	1,204,387	1,241,613
国庫受入額	647,593	725,780	745,504	753,942	768,709
充足率	61.6%	64.7%	64.3%	62.6%	61.9%

- 移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の18%（R2実績）と最も高い割合を占める事業の一つであり、個別給付化を求める声が市町からあがっている。

### (4) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。（H30～R3年度にかけて全国19か所で開催）
- 「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、障害福祉事業従事者、事業経営者などが共生社会の理念等を改めて学び、それを実践につなげることがねらい。

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係  
社会活動係

TEL 077-528-3542



## 県立高校の魅力づくりの推進

- ▶ 生徒数の減少が見込まれる中、地域と連携・協働した学びや生徒の多様な学習ニーズに対応した教育活動を進めるための財政的支援をお願いしたい。

【提案・要望先】 文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 小規模校の地域連携コーディネーター配置への財政的支援

- 小規模な県立高校が地元自治体や企業、大学等の外部機関と連携・協働した探究的・実践的な学びを円滑に進めるためのコーディネーター配置への支援

#### (2) 「新時代に対応した高等学校改革推進事業」の要件緩和

- 時代の変化や生徒の学習ニーズに対応した新たな学科改編等の魅力化を行う県立高校への支援の拡大

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 小規模校の地域連携コーディネーター配置への財政的支援

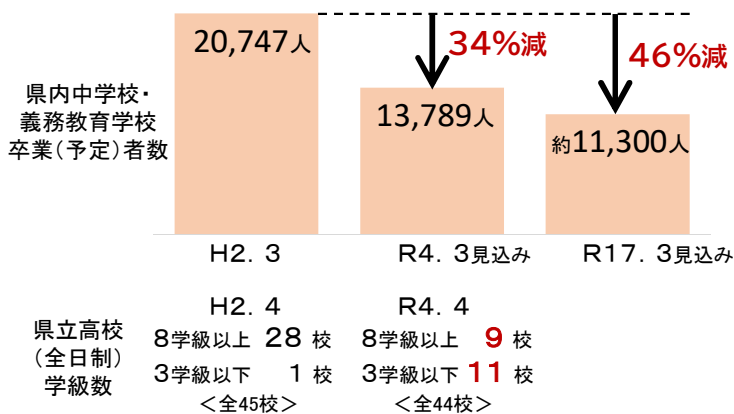
- 生徒数の減少により規模が小さくなる高校では、学校内だけの閉じた教育活動では生徒の「生きる力」を伸ばすことが困難になることが予想され、活力ある学校づくりを進めるために地域と連携・協働した探究的・実践的な学びが必要。
- 地域が高校とともに生徒の学びを支えることで、地域活力の向上にも寄与。
- 県立高校の地域連携を進めるにあたっては、高校と地域をつなぐコーディネーター人材の配置への支援が必要。

#### (2) 「新時代に対応した高等学校改革推進事業」の要件緩和

- 国の「新時代に対応した高等学校改革推進事業」の「普通科改革支援事業」は、「普通科改革」を行う高校のみを対象としており、支援が限定的。
- 県立高校が時代の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した教育活動を進めるためには、「普通科改革」だけでなく、新たな学科改編等の多様な魅力化の取組への支援が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 生徒数減少への対応



これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針(R4.3策定)

規模が小さくなる高校では、学校内だけの閉じた教育活動では生徒を伸ばすことが困難

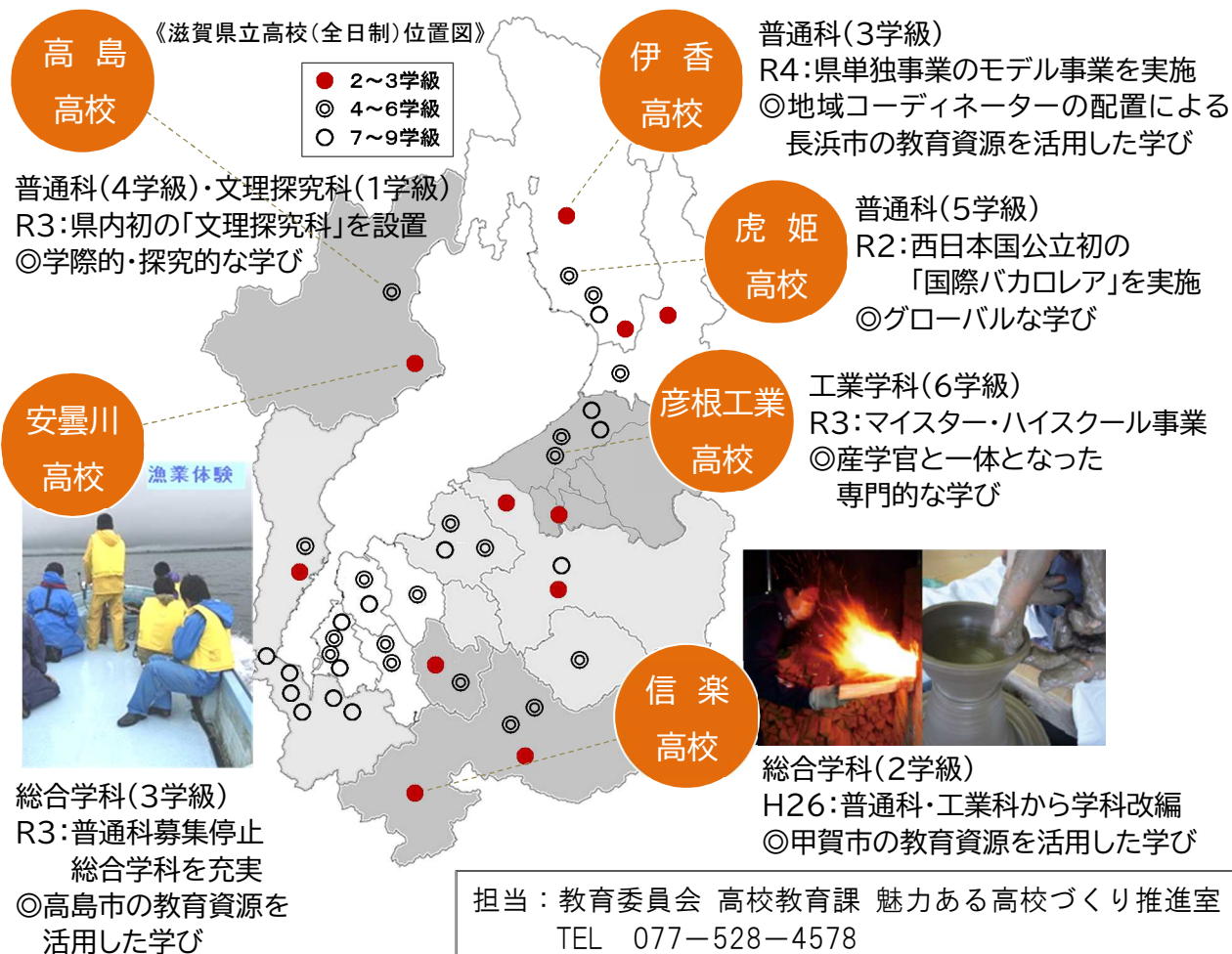
これまで以上に  
**地域と連携・協働した  
学校づくりを推進**

**県立高校(全日制)の小規模化が進行**

### (1) (2) 魅力ある高校づくりの推進

**時代の変化や多様な学習ニーズへの対応が必要**

**各県立高校に応じた  
多様な魅力づくりを推進**







## 未来のものづくりと 地方のDXを支える

## 高等専門学校への支援

- ▶ Society 5.0 を見据えた工業系の高度人材を育成する高等専門学校は、日本の産業の競争力強化のために重要であり、地方における設置への支援を図られたい。

【提案・要望先】内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 令和の時代の高等専門学校の設置に係る支援

- 教員確保、カリキュラム検討等に関する専門的な助言など、  
令和の時代の（仮称）滋賀県立高等専門学校の設置に向けた検討の支援
- 未来のものづくりと地方のDXを支える高等専門学校の設置に係る財政支援

#### (2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

- 幼少期から段階に応じて科学技術・工業技術への関心を高める機会の充実
- 高等専門学校卒業生の更なる活躍や処遇の改善に向けた産業界への働きかけ

### 2. 提案・要望の理由

- 日本が将来にわたり競争力のある力強い産業を創出し、今後も持続的に発展していくためには、多様な学びの選択肢により若者の技術者への夢を育むとともに、地域や世界の社会的課題を解決する起業家・イノベーター、AIやデータを活用することができる実践型人材など、高度人材の育成が不可欠である。
- 中でも、高等専門学校の実践を伴った技術教育は、既に企業からも高く評価されているが、Society5.0の実現やDXを含め、日本の産業競争力の再強化を図る令和の時代にこそ、新たな学びのスタイルとともに更なる価値が見出されると考える。
- このため、第二次産業の割合が48.9%（県内総生産構成比）と全国有数の内陸工業県である本県の特性を生かし、20年先を見据えた未来のものづくりを志すとともに、新たな技術を地域に実装し、地域の持続可能な豊さに貢献できる人材を滋賀から生み出すべく、高等専門学校への設置に向けた準備を行っているところ。産業界とともに、技術者への憧れを育む機会の提供やキャリアパスについても併せて検討する。

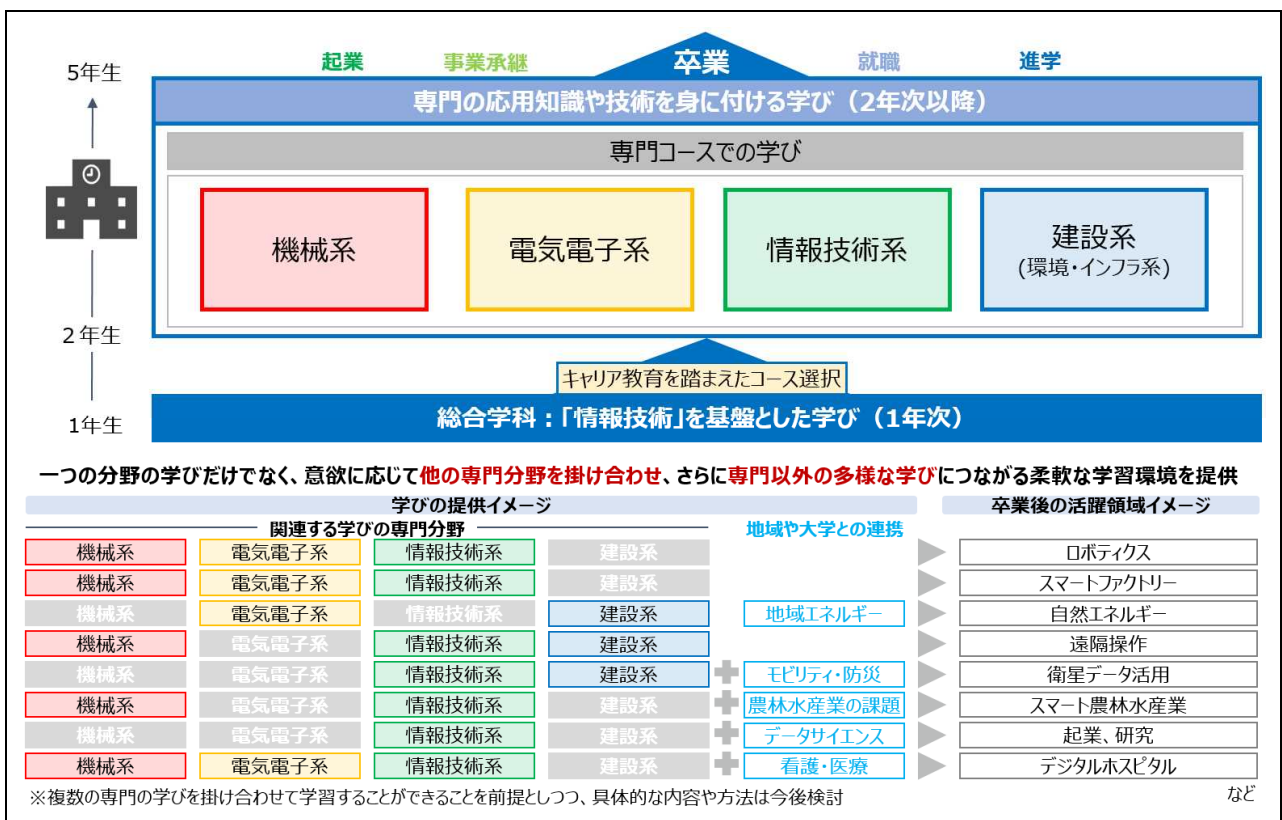
## (本県の状況と課題)

### 【高専開設準備室を設置】

- 産業人材の育成に向け、滋賀初の高等専門学校（高専）の設置準備を進めており、令和4年4月1日には、設置運営主体である公立大学法人滋賀県立大学に「高等専門学校開設準備室」を設置した。今後、県とともに教育カリキュラム、学校運営組織や立地場所など、ソフト・ハード両面の準備を加速させる。（1学年120名規模を想定）

### 【新たな学びのスタイルを考案中】

- 未来のものづくりと地方のDXを支える人材を育成するために、新たな高専では、情報技術をベースに、学生が様々な学びを自由に掛け算し、技術を応用する力も伸びすことで、変化の激しい社会を生き抜く力を磨く。そのための新たな学びのスタイルを探る上で、「AI戦略」や「未来の教室」、「i-Construction」をはじめとする国の取組から学びたく、助言や意見交換の機会などの技術的支援が必要。



「令和の時代の滋賀の高専」構想骨子(令和4年3月)より

### 【本県の取組およびスケジュール】

- 令和9年春の開校を目指して、設置準備を加速させる。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
構想骨子策定	場所の選定 基本整備計画 基本構想	PFI事業者決定 教員の確保	施設設計 シラバス策定	着工 認可申請	竣工 認可(目標)

令和9年春  
開校目標

担当：総合企画部企画調整課企画第三係 TEL：077-528-3319

## 再犯防止の推進

3 すべての人に  
健康と福祉を



11 住み続けられる  
まちづくりを



16 平和と公正を  
すべての人に



- 県および市町において実施される、再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画に基づく取組が継続的・安定的に実施できるよう財政措置による支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

### 1. 提案・要望内容

#### 県および市町における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 国と地方公共団体の役割分担等を踏まえた「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定と、地方公共団体の再犯防止の取組への必要な財政支援

### 2. 提案・要望の理由

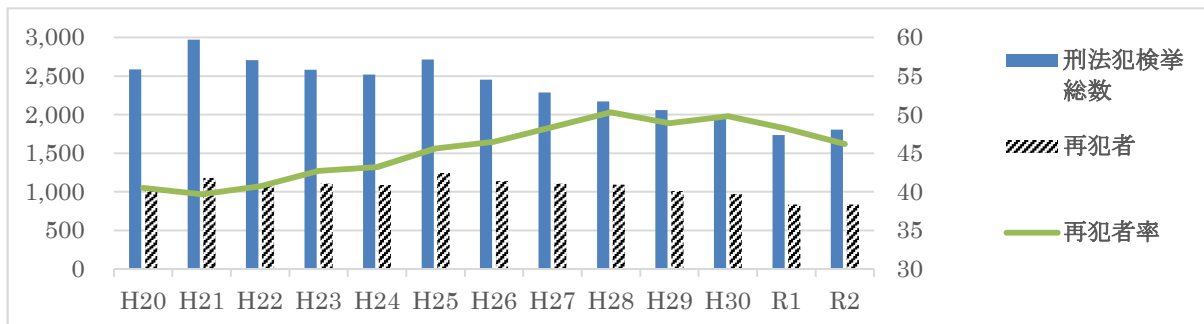
- 犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが求められている。
- 特に、①刑事司法関係機関と保健医療・福祉サービスとの連携強化、②県と更生保護協力組織との連携強化、③市町における取組の促進、④地域の支援者、協力雇用主や福祉事務所等が安心して受け入れができる支援者支援の整備、の4点が必要であり、本県としても、県再犯防止推進計画に基づいた取組を進めているところ。
- 国では令和4年度中に「第2次再犯防止推進計画（仮称）」の策定が予定されているが、本県では19市町中12市町で再犯防止推進計画が策定済みであり（令和4年3月末時点）、こうした地方での取組や令和2年度まで実施されていた「地域再犯防止推進モデル事業」の成果を踏まえ、国・地方の役割分担や連携のあり方を次期計画で整理されるとともに、地方公共団体による再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための国による財政措置が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 本県における再犯の状況

- ・令和2年における検挙（送致）人員は1,807人、うち再犯者834人で再犯率は46.2%。（全国 R2：49.1%）

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯検挙総数	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807
再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834
再犯者率	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2



### (2) 令和3年度における本県での再犯防止の取組

- ① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援  
3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続して実施
- ② 県と更生保護協力組織との連携強化  
県独自の顕彰制度の創設、保護司へのアンケート実施、県民向けフォーラム開催
- ③ 市町における取組の促進  
担当者会議等を通じた継続的な働きかけ（法務省の地域連携協議会と連携）
- ④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進  
入札参加資格審査の優遇制度の拡充（令和4年度から）

### (3) 滋賀県再犯防止推進計画（平成31年3月策定。令和6年3月までの5年間）

基本施策：

- ① 国・民間団体等との連携強化、
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進、
- ④ 非行の防止と修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

### (4) 令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言」



担当：健康医療福祉部健康福祉政策課  
企画調整係 TEL 077-528-3519



## 慢性の痛み対策の推進

- ▶ 全人口の20%が有しているとされる慢性の痛みについては、本人のQOLの向上のため取組を推進することが極めて重要であることから、一層の支援を図られたい。

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業の地域定着

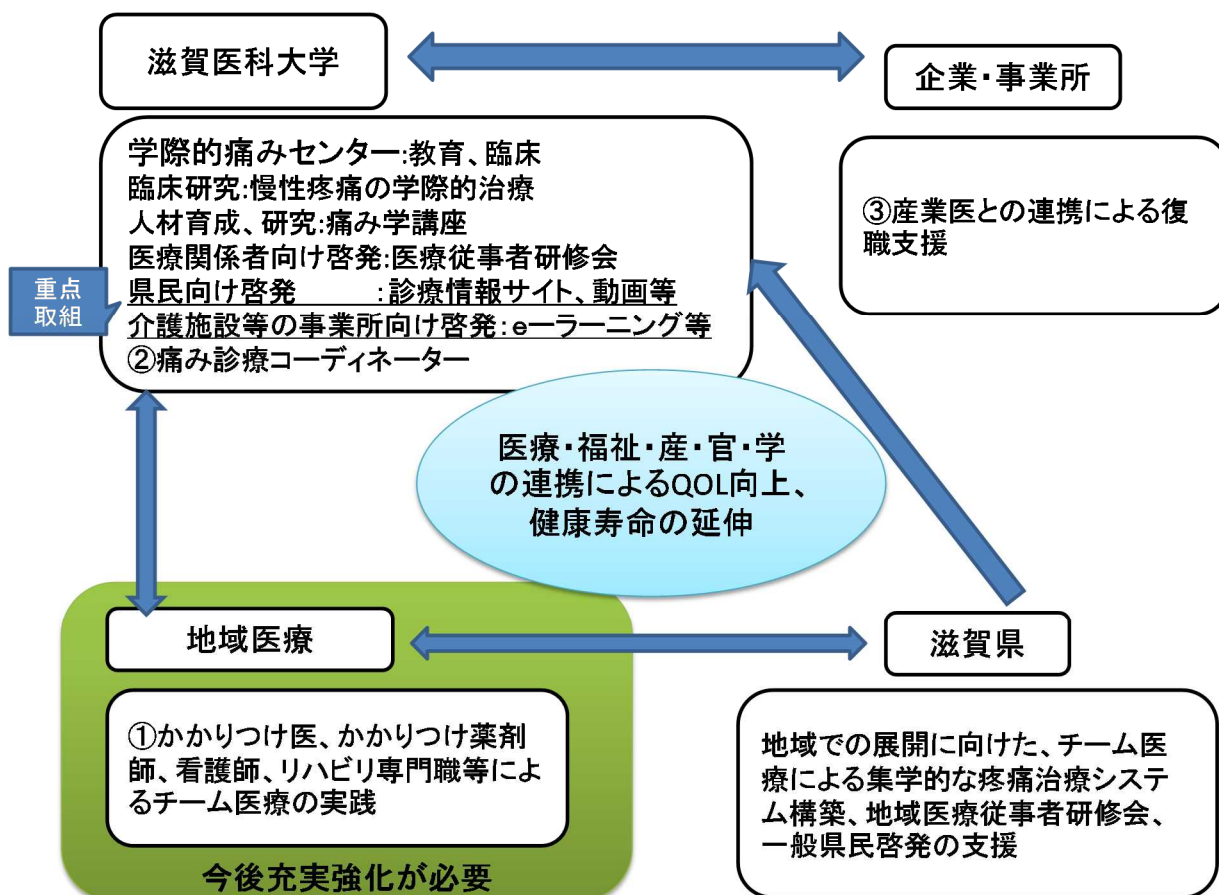
- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくり
- 「慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業」について、地域医療の推進に向けた先駆的な取組を後押しするための更なる財政的支援

### 2. 提案・要望の理由

- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、診療連携体制の拠点である「痛みセンター」を中心に、医師・看護師・薬剤師・リハビリ専門職・臨床心理士などの医療従事者の人材育成の強化が必要であり、各診療科・職種横断的な集学的診療体制の構築が必要。
- 慢性の痛みの予防、重症化防止、円滑な就労支援のためには、社会福祉施設等の産業保健スタッフ、管理職、社員の理解を深めるための啓発活動が必要。
- モデル事業の成果として「痛みセンター」と開業医、心療内科のネットワークが構築され、疼痛治療に関わる各医療機関の役割分担が明確になることで集学的治療の取組が進んできたが、在宅医療を含めた医療機関の連携をさらに広める必要がある。
- 例えば滋賀医科大学医学部附属病院では、コロナ禍の影響により受診増となっている精神科等から「痛みセンター」へ紹介される患者が増えており、慢性疼痛に関し、一般診療科から「痛みセンター」へ適切に連携できるためのさらなる体制構築が必要である。
- 一方、「痛みセンター」の設置に必要な器質的な医療の専門医、精神心理の診療の専門家、診療・評価・治療を補助するスタッフ等の配置に係る全ての経費を診療費で賄うことが難しい状況である。このため、「痛みセンター」での診療について、必要なスタッフの配置を含めた診療報酬の加算対象とする等、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくりが必要。

## (本県の取組状況と課題)

- 本県においては、滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)に平成25年から「痛みセンター」が設置されている。令和元年度からは滋賀医科大学医学部附属病院ペインクリニック科 福井聖病院教授が「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」(近畿地区)の代表者として、近隣医療機関との連携や人材育成を進めているところ。「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」には平成29年度から参加
- 滋賀医科大学附属病院の「痛みセンター」においては、先駆的に①地域医療の推進に向けた医療人材の育成や、②「痛みセンター」とかかりつけ医の連携体制の構築、③産業医との連携による勤労世代の復職支援、④eラーニング等で介護施設等の事業所に対する啓発、⑤診療情報や動画等、Webでの県民等へ啓発に取り組んでいる。
- 本県では滋賀医科大学の「痛みセンター」が有効活用されるよう地域医療総合確保基金を活用し、滋賀医科大学に対して補助事業を実施している。
- しかし、「痛みセンター」運営は経費的に不安定であり、将来に渡り、必要なスタッフを安定的に雇用できるようにするためには診療報酬加算等の仕組みが必要。



担当：健康医療福祉部健康寿命推進課難病・小児疾病係  
TEL 077-528-3547



## 介護報酬の地域区分の見直し

- 今後の超高齢化社会を支える介護人材の確保を図っていくため、人件費の地域差の反映のあり方について、中長期的に抜本的な見直しを行われたい。

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護保険創設以来、国家公務員の地域手当の設定に準拠している人件費の地域差のあり方について、中長期的に抜本見直しを行われたい。
- 地域区分が1級地でも異なる地域と一つでも隣接していれば特例適用の対象となるよう見直されたい。

### 2. 提案・要望の理由

- 介護報酬については、平成12年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、公務員の地域手当に準じて市町村ごとに8段階の地域区分を設定し、地域区分ごとの単価（10円～11.4円）を介護サービスごとの単位数に乗じて算定されている。
- 最低賃金は都道府県別に設定されているが、介護報酬の地域区分は市町村ごとの設定であり、長年大きな見直しが行なわれていないままとなっている。
- 令和3年度改定において、市町が再度地域区分の選択を行えたことや、同一都道府県内における隣接地域の状況により特例の適用を判断することが可能となった点については前進である。しかし、新しい複数隣接ルールは4級地もの差がなければ適用されず、4級地以上という条件が加えられたことで適用を受けられなくなった市町が複数ある。
- 公務員の地域手当の設定がない地域については、介護人材不足等の地域の実情の変化に応じて、柔軟に介護保険を運営するうえで支障が生じている。

## (本県の取組状況と課題)

### 地域の実情に応じた地域区分の見直し

#### 令和3年度

5級地（10%）：大津市、草津市、栗東市

6級地（6%）：彦根市、守山市、甲賀市

7級地（3%）：長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町

級地なし（0%）：近江八幡市、米原市、竜王町、愛荘町、豊郷町、  
甲良町、多賀町

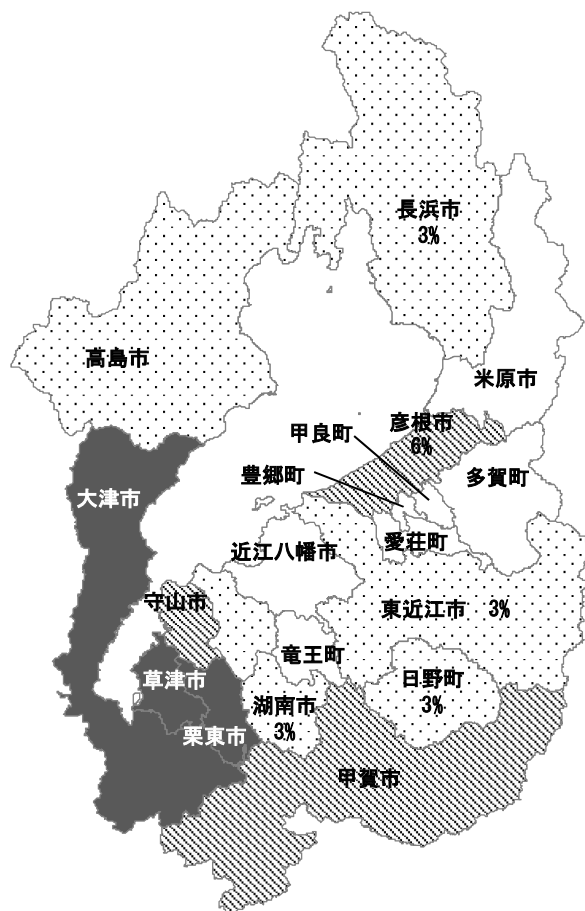
○ 令和3年度介護報酬改定において、地域区分の設定については次の2つの場合に、隣接地域の地域区分のうち最も低い区分までの範囲で見直しが可能とされた。

①完全囲まれルール：当該地域より地域区分が高い地域に全て囲まれている場合

②複数隣接ルール：公務員の地域手当の設定がない（0%）の地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

○ 「複数隣接ルール」について「4級地以上の差」との条件のため、近江八幡市、竜王町、米原市、多賀町は地域区分が高い地域と複数隣接しているものの、級地差が4級地に満たないことから、複数隣接ルールが適用されず、地域バランスを考慮した地域区分の引き上げが行えなかった。

○ 県内の市町や事業者からは、隣接地域とのバランス、公平性確保の観点から、地域区分の見直しや、地域間格差が生じないよう広域的に介護報酬単価を統一する等の中長期的な抜本的是正を求める要望がある。





## 持続的で生産性の高い滋賀の食料システムの構築

- 本県の食料システムの持続的な発展のためには、農業・水産業の生産性向上と琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の実現との両立が重要。よって、これらの両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の推進に対して、安定的な支援を図りたい。

【提案・要望先】農林水産省、財務省

### 1. 提案・要望内容

#### みどりの食料システム戦略の実現に係る支援の充実

- 「みどりの食料システム戦略」推進に向けた新たな技術開発の加速化と情報共有
- 有機農産物を取り扱う流通業者への支援の充実
- 琵琶湖の水質保全だけでなく、脱炭素社会の実現にも資する、環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組を含めた予算枠の確保

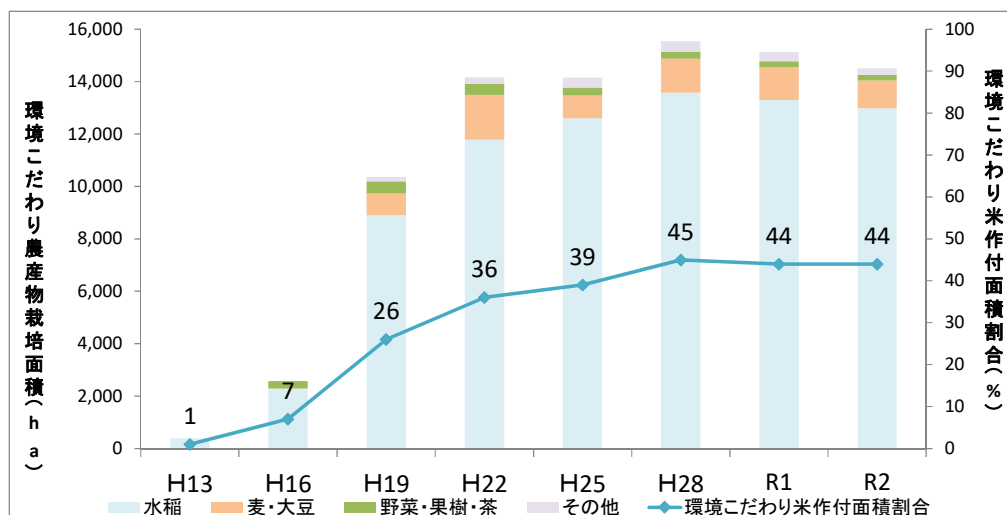
### 2. 提案・要望の理由

- 本県では、平成15年3月に滋賀県環境こだわり農業推進条例、令和3年4月に持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（しがの農業みらい条例）を施行するとともに、同年10月に滋賀県農業・水産業基本計画を策定し、気候変動に適応しつつ農業・水産業の生産性を向上させるとともに、環境こだわり農業（※）をはじめとする、琵琶湖など環境との一層の調和を図る食料システム構築を進めているところである。  
※化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常よりも削減し、環境に配慮して農作物を栽培すること。
- これらの取組を進めるためには、「みどりの食料システム戦略」の推進に向けた技術（高い生産性と両立する持続的生産技術、農業機械や漁船の電化・水素化等）の開発の加速化とその知見の速やかな情報共有・実証が必要。
- バイオエネルギーの生産と活用の推進に向け、水田におけるエネルギー作物の栽培に対する支援、バイオエネルギーの製造に取り組む企業等への支援ならびにバイオエネルギー活用の仕組みづくりが必要。
- 有機農産物の販路拡大を図るためには、流通業者が有機農産物を新たに取り扱う際に発生する流通コストや販売促進経費に対する支援ができるよう、有機農業推進総合対策緊急事業の補助対象となる経費の拡充が必要。
- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられている琵琶湖の水質保全を図るとともに、CO<sub>2</sub>排出削減効果の高い取組をより強力で推進するため、環境保全型農業直接支払交付金へのさらなる財政的支援が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 環境こだわり農業の推進について

- より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、国民的資産と位置づけられた琵琶湖を次の世代に引き継ぐため環境こだわり農業を農政の核として推進
- 環境こだわり農産物の取組面積は 14,507ha (R2) まで拡大し、本県主要農作物の米について、環境こだわり米の作付面積の水稻作付面積に対する割合は 44%。
- 環境直接支払交付金の取組面積は 12,978ha (R2) で、耕地面積の 30.3% を占める。



環境こだわり農産物の栽培面積の推移

### (2) オーガニック（有機）農業の取組状況

- 環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大に向け、近江米等のオーガニック農業を拡大推進



担当：農政水産部 食のブランド推進課 環境こだわり農業係 TEL 077-528-3895

# 琵琶湖漁業の改革について

8 働きがいも  
経済成長も



9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう



14 海の豊かさを  
守ろう



- “儲かる漁業” への転換のため、湖沼漁業改革に資する国事業の創設および利用に関する支援ならびに情報提供など、総合的な支援をお願いしたい。

【提案・要望先】 農林水産省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 漁協統合にかかる技術的な支援

- 漁業組織の再編・統合に関する技術的な支援の継続

### (2) 湖沼漁業の振興に係る支援

- 漁業組織の人材確保を通じた流通・販売体制強化のための支援
- 湖沼漁業における操業効率化のための新規漁法導入等に対する支援

### (3) 資源管理の高度化に係る支援

- 資源管理の高度化に必要な予算の確保
- 漁業と遊漁の総合的な資源管理手法の検討に係る技術的な支援

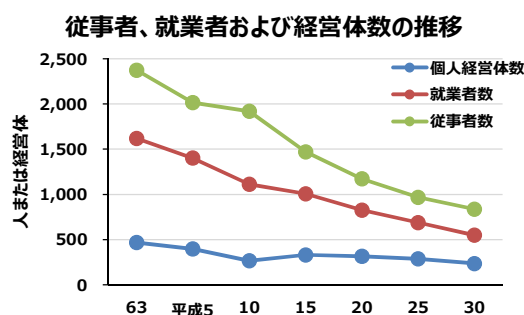
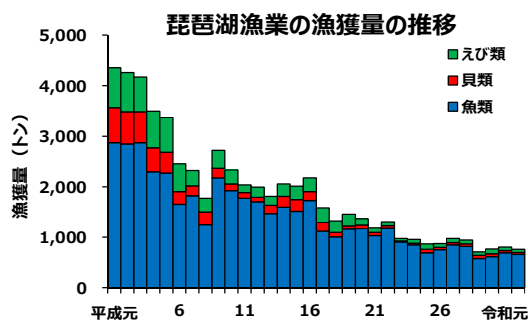
## 2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖漁業の魅力を高め次世代につなぐため、一人ひとりが精鋭となる“儲かる漁業”への転換が必要。
- 2030年のあるべき姿を漁業者1人あたりの年間水揚高1,000万円と掲げ、令和3年度から10年間を集中的な改革期間として、「漁協統合」、「流通改革」、「資源管理」を推進し、琵琶湖漁業を体系的に改革。
- 漁業者と行政が一体となってこれを進めるには、国の取組の積極的な活用が必要。
- 令和3年度より取組を進める中で、漁業組織力、操業効率、遊漁を含めた資源管理に課題があることが浮き彫りに。
- 現在も支援をいただいている資源増殖・担い手対策・外来生物対策に加え、湖沼漁業改革に資する国事業の創設および利用に関する支援ならびに情報提供など、総合的な支援をお願いしたい。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 琵琶湖漁業の現状

- 漁獲量と漁業従事者の減少が顕著。



- 湖沼漁業特有の課題が、儲かる漁業への転換の足かせに。

- ◇ 生産量<sup>少</sup> + 組織力<sup>弱</sup>、販売力<sup>弱</sup>、経営指導力<sup>弱</sup> = 相対取引中心
- ◇ 伝統漁法中心、開発遅れ = 操業効率<sup>低</sup>

### (2) 改革のための取組 (県)

#### ① 組織再編

「漁協経営基盤強化対策支援事業」(水産庁)を活用し、滋賀県漁連が中心となり県1漁協への合併を目指し検討中。

#### ② 担い手の育成

担い手の販売スキル向上のための意識醸成、学びあいの場の提供および、就業者の受け入れ体制の整備。漁家子弟の漁業離れが深刻であり課題となっている。

#### ③ 流通改革

漁業組織が経営スキルの強化を目的に、新たな流通モデルの検討・実践を行う取組を支援。組織再編の動向を踏まえ、新たな浜プラン等の策定・活用を検討。

#### ④ 漁業の効率化に向けた取組

既存漁法の効率化や新規漁法の開発、漁獲物の鮮度向上など技術面から漁業者を支援する「水産技術相談窓口」を水産試験場に新設。

#### ⑤ 資源管理の高度化

- ◇ 国の支援を受け、漁業者がスマホ等から漁獲情報を報告できるアプリを令和3年度に構築。本年度より本格稼働し、資源評価等に活用。
- ◇ 資源管理対象種の拡大。ニゴロブナ・ホンモロコ・セタジミ・アユ・ビワマス(拡大)
- ◇ ビワマス遊漁を海区漁業調整委員会指示の承認制で管理する中、コロナ禍で人氣に拍車。漁業と遊漁の包括的な資源管理が急務。

担当：農政水産部水産課漁政係、水産振興係、漁場環境・資源係  
TEL 077-528-3872、3873、3874



## ポストコロナも見据えた事業者支援について

- ▶ コロナ禍の先行きが不透明な中、深刻な影響を受けている事業者への資金繰り支援の実施と、持続可能な事業者支援策を検討いただきたい。

【提案・要望先】 経済産業省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 事業者への資金繰り支援

- 利子補給期間延長および国における借換制度の創設

#### (2) 持続可能な事業者支援策の検討

- コロナ禍における全国的な事業者への支援金の給付状況などをふまえ、ポストコロナも見据えた持続可能な事業者支援策の検討

### 2. 提案・要望の理由

- 事業者への資金繰り支援である実質無利子・無担保融資の「新型コロナウイルス感染症対応資金」は当初3年間利子補給がされることから、元金の据置期間を3年に設定している事業者が多く、そういった事業者は令和5年度には利子補給の終了および元金返済の開始が重なることとなり、資金繰りが急速に悪化する恐れがあるため、事業者を支援する必要がある。
- コロナ禍において多大な影響を受ける事業者を支援するため、感染状況に応じて、都度、支援制度を構築し、事業継続のための支援金給付等、各種支援を実施しているが、ポストコロナも見据え、保険制度の創設など、より機動的に、かつ財政的にも持続可能な形での事業者支援策を検討する必要がある。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 事業者への資金繰り支援

- 新型コロナウイルス感染症流行前（令和2年1月末）と比較して、県制度融資残高および滋賀県信用保証協会保証利用先1先あたりの保証債務残高が増加

	令和2年1月末 (a)	令和4年1月末 (b)	b/a
県制度融資残高 (うちコロナ対応資金)	42,846 百万円 (-)	317,670 百万円 (243,181 百万円)	7.4 倍
1先あたりの保証債務残高	17,427 千円	26,285 千円	1.5 倍

- 新型コロナウイルス感染症対応資金利用者の約3割が据置期間を3年に設定

据置期間	なし	～1年	～2年	～3年	～4年	～5年	合計
件数	6,994	2,095	1,271	5,273	235	951	16,819
割合	41.6	12.5	7.6	31.3	1.4	5.6	100.0

### (2) 持続可能な事業者支援策の検討

- 本県では、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等によって、累次にわたる補正予算を編成し、コロナ禍の影響を受ける事業者への支援策を講じてきているところ。

#### 【事業者支援例1】事業継続支援金事業（売上が減少した事業者に対する支援金）

	第1期	第2期	第3期	第4期
対象期間	R3.4～6	R3.7～8	R3.9～10	R3.11～R4.3
主な支給要件	いずれかの月の売上 50%以上減※	同左 もしくは 売上計が30%以上減※	(第2期に同じ)	国の事業復活支援金 の受給者
給付件数	9,660 件	10,044 件	10,491 件	17,000 件(見込)

※過去3年におけるいずれかの同月と比較

#### 【事業者支援例2】経営力強化支援事業（売上確保に向けた新たな取組経費に対する補助）

	緊急枠	通常枠
申請期間	R3.3～R3.5	R3.6～R3.8
補助率	9/10 以内	2/3 以内
補助件数	2,470 件	3,621 件

- コロナ禍をはじめ、今後も想定しうる感染症に起因する社会経済情勢の変化に対して、その都度、支援制度を構築し、財政出動による事業者支援を行うことは、機動性が低く、財政的にも持続可能ではない。

- なお、コロナ禍のような事業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償する仕組みとして、例えば、事業者の保険料負担による貿易保険や農業共済による収入保険などの保険制度がある。

担当：商工観光労働部中小企業支援課(1)  
TEL 077-528-3730

商工政策課(2)  
TEL 077-528-3712



## プロフェッショナル人材戦略拠点事業の継続支援

- プロフェッショナル人材戦略拠点事業について、従来の雇用方式からの転換や人材の定着等の課題の解決を見据えた安定的な財政支援の継続をお願いします。

【提案・要望先】内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### (1) プロフェッショナル人材戦略拠点事業および採用人材の定着に向けた効果的な支援

- プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営にかかる安定的な財政支援の継続
- 採用したプロフェッショナル人材の定着に向けた取組の強化

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) プロフェッショナル人材戦略拠点事業の継続および採用人材の定着に向けた取組の強化

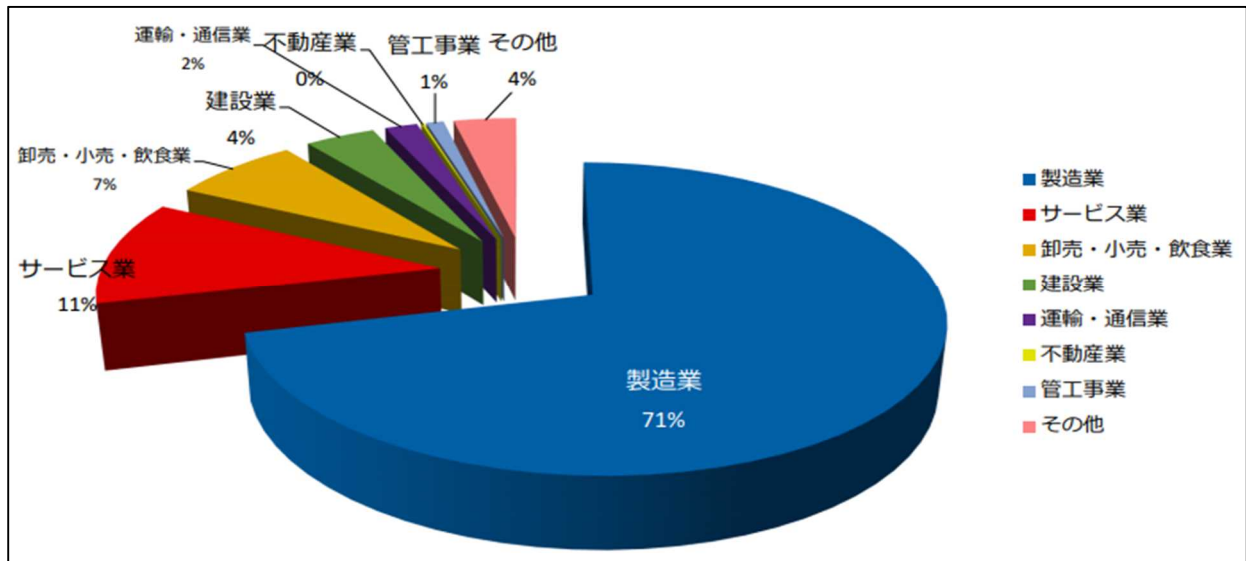
- コロナ禍により多様な働き方がより一層進んでいる社会において、企業の人材活用と攻めの経営への転身を進めていくことが重要な課題となっている。中小企業等の経営強化には、専門的な知識・経験・ノウハウを有する外部人材の活用が有効であるが、これには従来の雇用方式（一括採用からの能力開発等）からの転換を促していく必要があるなどの課題がある。
- 平成27年12月に国の委託事業により開設したプロフェッショナル人材戦略拠点事業においては、成約件数や相談件数が着実に増加しており、企業の人材確保に大きな役割を果たしている。  
一方で、採用したプロフェッショナル人材の離職が新たな課題となっており、人材の定着に向けた取組の強化を進める必要がある。
- 採用した人材の定着には、企業と人材のきめ細かいコミュニケーションを通じてミスマッチを防ぐ対策を講じることが重要となるが、これには、今後、プロフェッショナル人材戦略拠点の人的資源を強化していくことが不可欠であり、引き続き地方創生推進交付金を通じた安定的な財政支援の継続が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 本県の取組状況

- 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点では、マネージャー1名・サブマネージャー5名が、丁寧な対話で企業の経営課題解決をサポート。
- 開設から令和4年1月末までの成約実績は714件(全国5位)
- 開設から令和4年1月末までの相談実績は2,983件(全国1位)

<成約件数714件の内訳：業種別>



<マッチング事例：A社>

課題

プリント基板の設計・試作・量産、電子機器の組立、各種電子部品の製造を行っているが、新規事業として陸上でのエビの養殖事業を始めたい。従来の事業とは全く異なる事業のため、販路開拓やブランディングの専門人材を求める。

活用方法

現状の課題解決だけでなく、将来の動きも併せて模索する方向がよいことを提案し、当面のボトルネックは副業人材を活用することとした。副業人材による販路開拓とブランディングに今なお継続して取組中であり、養殖したエビが首都圏の有名レストランで提供されるなど、専門人材の経営戦略により事業が拡大した。

### (2) 本県の課題

○ 雇用のミスマッチ

⇒

採用プロ人材の地域企業への定着支援

○ プロ拠点の利用促進

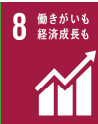
⇒

県内約34,000社のうち、2,500社を訪問

拠点事業の周知徹底、新規訪問企業の開拓へ

担当： 商工観光労働部 労働雇用政策課  
産業ひとづくり推進室  
TEL 077-528-3713





# D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進

➤ どの自治体も取り残さないデジタル社会形成に向け必要な支援をお願いしたい。

## 1. 提案・要望内容

【提案・要望先】デジタル庁、総務省、国土交通省

### (1) デジタル人材の確保・育成

- デジタル人材、セキュリティ人材の育成強化
- 外部人材の登用が容易となる法制度、給与体系等の制度的課題の整理・検討

### (2) システムの標準化・共通化等への支援

- 基幹系 20 業務の標準化に必要な情報提供、各自治体の状況に応じた相談等支援
- 手続のワンスオンリー化、データ連携に必須のベース・レジストリの計画的整備

### (3) マイナンバーカードの普及・利用拡大

- マイナンバー制度の理解促進および国民が利便性向上を実感できる利活用の促進

### (4) 財政措置の拡充

- 令和 4 年度までとされている地域デジタル社会推進費の継続、充実強化
- 基幹系業務システム変更により影響を受ける各自治体システムの改修、デジタル人材育成、デジタルデバインド対策、大容量データの利用ができるよう LGWAN（総合行政ネットワーク）の高速化等に要する経費への財政支援の充実強化

## 2. 提案・要望の理由

### (1) デジタル人材の確保・育成

- D X 推進の要となるデジタル人材の内製化に必要な専門的研修実施への支援、および外部専門人材の導入等に必要な雇用環境の整備が必要

### (2) システムの標準化・共通化等への支援

- システム構築期間を考慮した円滑な移行のための早期情報提示や相談対応が必要
- 例えば、国土地理院が航空レーザ測量を全国で定期的に行い、収集したデータを関係省庁、自治体で利用することで、業務の効率化・費用縮減が可能

### (3) マイナンバーカードの普及・利用拡大

- デジタル社会の恵沢を社会全体で享受するための基盤形成として必要

### (4) 財政措置の拡充

- 本県においても「滋賀県 D X 推進戦略」を策定し、集中的な取組を開始するなど、各自治体の本格的な D X 推進はこれからであり、財政支援の継続・充実は不可欠
- 森林クラウドで扱う個人情報や航空レーザ測量データ等、需要が高まる大容量データの市町等との共有促進のため、基盤となる LGWAN の高速化に対する支援が必要

## (本県の取組状況と課題)

滋賀県デジタル社会推進本部において、全庁的なデジタル人材育成に向けた研修、また県内市町のDXを民間協力企業等と共に支援する滋賀県DX官民協創サロンの取組等を開始しており、令和4年度を始期とする「滋賀県DX推進戦略」を策定し、今後3年間で集中的に取り組む事業の充実強化を図っていく。

### (1) デジタル人材育成に向けた研修等の取組

～2024年の県行政組織のデジタル対応力の基盤形成をめざして～

#### 【目的】

デジタルを活用し、  
「業務効率化・行政サービス向上を図る能力」  
「社会課題の解決を進めることのできる能力」を身に付ける。

#### 【現状と課題】

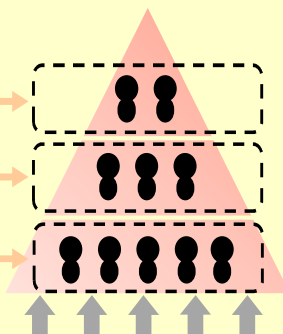
- ・デジタル職員人材が庁内に偏在
- ・デジタル職員人材の不足



■ 情報担当職員等  
専門技術・知識の習得

■ DX推進チャレンジャー  
3年間で400～500人を育成

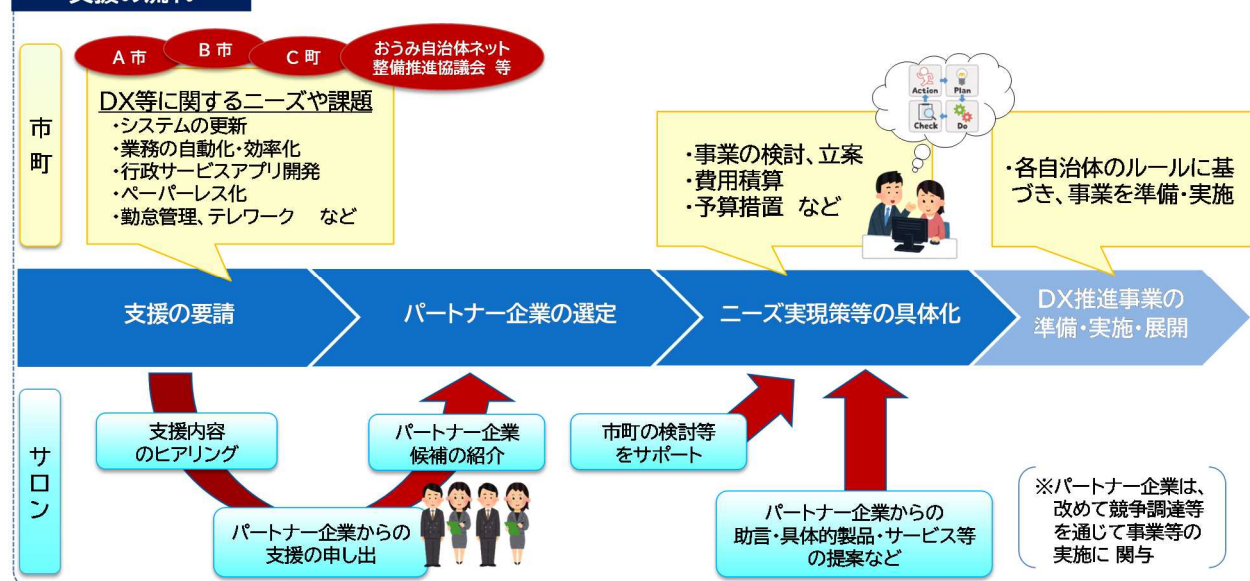
■ 一般職員  
デジタルリテラシーの底上げ



### (2) 滋賀県DX官民協創サロンの取組

～高い専門性を有する企業とのマッチングや相談対応など市町のDX推進（デジタル技術を活用した業務改革や地域課題解決、新規事業立案等）の取組を支援～

#### 支援の流れ



担当：総合企画部DX推進課  
地域DX連携推進室  
TEL 077-528-3382



- 農業の持続的発展や多様な人々が住み続けられる農村の実現のために、農業農村整備事業の一層の推進を図りたい。

## 1. 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、農林水産省

### (1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業農村整備事業関係予算の令和5年度当初予算枠の拡大
- 多面的機能支払制度にかかる持続的な活動に向けた支援
- 農村地域における再生可能エネルギーの地産地消に向けた支援

### (2) 地域の実情に応じた支援

- 社会情勢や気象状況から大きな影響を受ける維持管理費に対する柔軟な支援
- 地区調査中の国営土地改良事業の早期事業着手

## 2. 提案・要望の理由

- 農業競争力強化のための農地整備、農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策などを着実に進めるためには、農業農村整備事業の当初予算枠の拡大により、新規地区の計画的な採択と継続地区の着実な事業推進が必要。
- 人口減少や高齢化が進行する農村地域において、地域共同活動により農地・農業用水路等が持続的に保全管理できるよう、地域の実情に応じた活動組織の広域化や事務のオンライン化への支援が必要。
- 地域循環型エネルギーシステムの構築に向けた、全国事例の提供やマニュアルの作成など、きめ細かな支援の充実が必要。
- 本県農地の約4割は電力を利用した琵琶湖からの用水に依存しており、その維持管理費は気候変動や社会情勢から大きな影響を受けるため、これらに対応する柔軟な支援が必要。
- 永源寺ダムの堆砂量の急増によるダム機能の低下は緊急の課題であって、国営総合農地防災事業「近江東部地区」を全体実施設計に移行し、早期の事業着手を目指すことが必要。

また、国営農地再編整備事業「東近江地区」は、高収益作物導入による収益力向上や農業のスマート化等の取組により、新時代の県の農業モデルにつながるものであり着実な地区調査の推進が必要。

# (本県の取組状況と課題)

## 生産基盤の強化による農業の成長産業化

### ■取組状況

- 農地中間管理機構を活用し、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進
- 農産普及部門と連携し、土地改良事業計画と高収益作物栽培計画を一体的に関係者と議論



農地の大区画化

### 高収益作物の導入



暗渠排水の整備



キャベツ栽培

### スマート農業の導入



自動給水栓



自動操舵付きトラクター

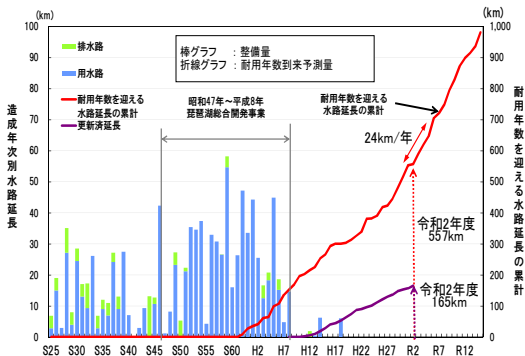
### ■課題

- ➡ 担い手への農地の集積率は、全国高位の 63.2% (R3.3 現在)。一方、水田農業の盛んな本県では、野菜等の産出額は伸長しているものの全国的には低位
- ➡ 水田のフル活用による農業の成長産業化のためには、高収益作物への転換、販路確保などと調和して計画的・一体的な農業生産基盤が必要。

## 農業・農村の強靱化

### ■取組状況

- 「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」や「ため池中長期整備計画」に基づき、施設の長寿命化対策、防災・減災対策を積極的に推進。
- 農村地域の基幹産業である農業を成長産業化するとともに、農業・農村の強靱化を図るため、5か年加速化対策予算を積極的に活用。



幹線的な水路の整備延長と標準的な耐用年数が到来する延長の推移



送水管路の破裂事故



ため池の耐震化工事

### ■課題

- ➡ コスト縮減や平準化を図りつつも水利施設の長寿命化対策に10年間で710億円程度の事業費が必要。
- ➡ 災害リスクの増大を受け、ため池等の防災・減災対策に10年間で105億円程度の事業費が必要。

## みどりの食料システム戦略

### ■取組状況

再生可能エネルギーの利活用は、点的な取組に留まっている。

### ■今後の方向性

- ➡ 地域の特徴を生かした再生可能エネルギーの地産地消を、生活に溶け込んだ形で「面的」に展開。



ため池での太陽光発電



用水路での小水力発電

# 県土の発展と県民の安全・安心に資する 道路整備の推進

9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう



11 住み続けられる  
まちづくりを



- 災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワーク構築のため、道路施策の強力な支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策による国土強靱化の推進
- 重要物流道路に指定された名神名阪連絡道路の調査推進に向け重点的な財政支援
- 地方整備局等の体制の充実・強化

### (2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 大雪時の円滑な交通の確保に向けた制度設計と財政支援
- ナショナルサイクルートの活性化に向けた自転車利用環境整備等への財政支援
- 未就学児の移動経路などを含むよう交通安全対策補助の対象事業の拡大
- 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換に向けた財政支援

### (3) 安定的な道路財源の確保

- 道路整備を推進するための将来にわたる安定的な財源の確保

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- 地域の景気・経済を下支えし激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築がまだまだ必要であり、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。
- 名神名阪連絡道路は、令和4年4月に甲賀市から伊賀市までの延長約12kmが重要物流道路の計画区間に指定されたところであり、広域物流ネットワークの形成に向け、今後増大する調査費に対する財政支援が必要。
- 直轄事業の着実な進捗や、激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC-FORCE等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

### (2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 大雪時の円滑な交通確保に向けて、周辺の交通状況を考慮し市街地など通行止めの影響の大きい地域での早期開放のルール化や、除雪機械の更新および道路監視システムの高度化にかかる費用の重点的な支援が必要。
- 世界に誇るナショナルサイクルート「ピワイチ」の更なる地域ブランド、サービスの向上に向け、自転車通行帯の整備等の取組に対する重点的な支援が必要。
- 交通安全対策補助について、令和4年度以降の通学路合同点検で抽出される未就学児の移動経路や中学校の通学路の要対策箇所も対象事業とするよう制度拡充が必要。
- 道路インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるため、道路メンテナンス事業補助による重点的かつ集中的な財政支援が必要。

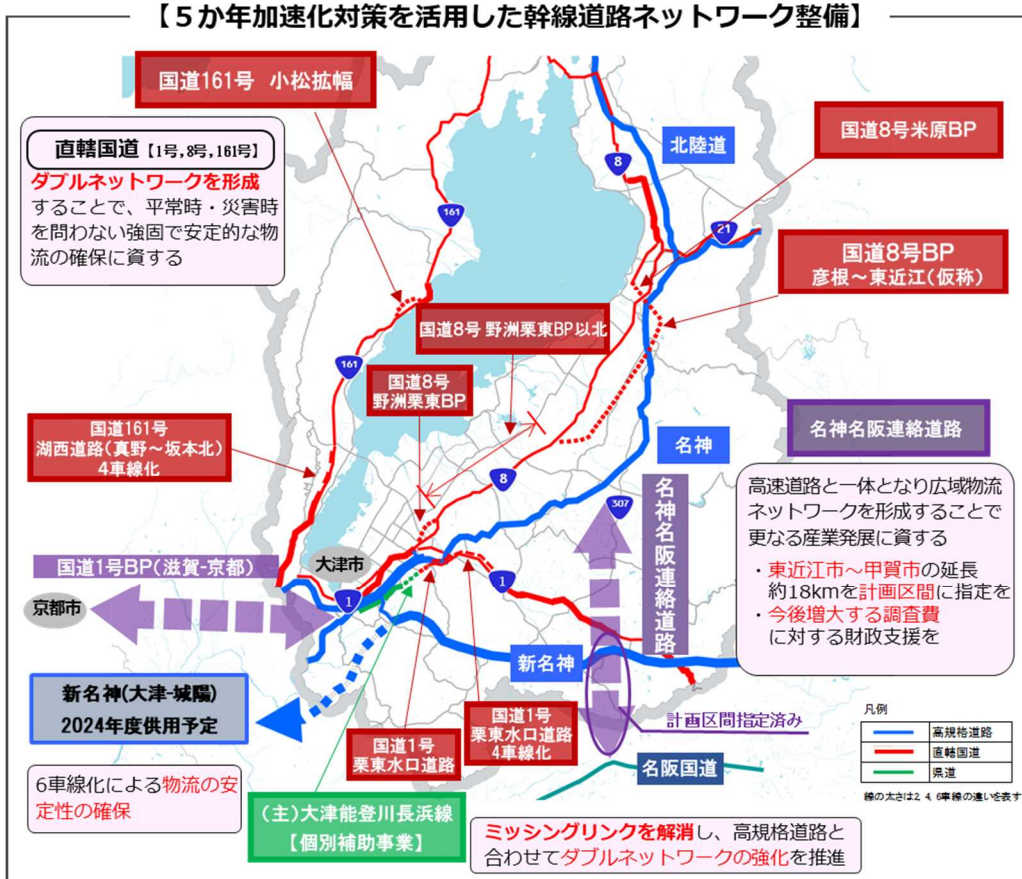
### (3) 安定的な道路財源の確保

- 道路予算として、インフラ施設の維持管理費が増大する中、道路整備を推進するために、有料制度の更なる活用など、将来にわたる安定的な財源の確保に向けた議論が必要。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- ・令和3年4月に公表された「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」で事業中の**直轄事業の開通見通し**（令和7年秋）が示された。
- ・広域物流ネットワークの形成に資するため、**名神名阪連絡道路（東近江市～甲賀市）を重要物流道路の計画区間に指定**するとともに、事業化に向け今後増大する調査費に対する**財政支援**が必要。

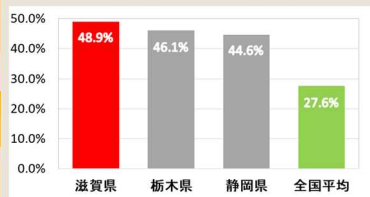


### 道路整備により物流が効率化し、「モノづくり県滋賀」のポテンシャルを更に発揮することが可能！

滋賀は近畿圏・中部圏・北陸圏の結節点に位置する



地の利を活かし、全国有数の内陸工業県として発展  
(県内総生産に占める**第2次産業の割合は全国第1位!**)



しかしながら国道・県道の**整備率は52.9%と低い**



### 新名神高速道路開通後、立地環境の魅力で更なる企業誘致が進む！

#### 新名神甲賀工業団地

**整備エリアが15ha→200haに拡大予定！**



#### 【第1期整備】

**令和3年4月に造成工事了り後**

**15ha 即売!**